

指定管理者制度に関する決議

指定管理者制度は、公の施設の管理運営に、民間事業者等が有するノウハウを活用することで、施設の設置目的を効果的に達成することにより、提供するサービスの質の向上を図るため、平成15年の地方自治法の改正により導入された制度であり、本市における平成31年4月1日時点の指定管理者制度導入施設は71施設となっている。

指定管理者の指定については、その都度議会の議決を経ているものの、原則5年としている指定期間中の管理運営状況の把握は、予算及び決算審査時に限られる。

加えて、制度の導入から相当年数が経過していることから、平成30年3月に議会として、指定管理者制度がその趣旨に沿ってきちんと運用がなされているのか、指定管理者に施設管理の全てを任せ市の関与がなされていないという状況がないか等について調査を行うため、企画総務委員会、教育福祉委員会、環境建設委員会の所管事務調査事項に「指定管理者制度に関する調査」を追加した。

調査に当たり、平成30年4月27日に「指定管理者制度の概要と地方公共団体及び議会の果たす役割」と題した議員研修会を開催し、その後、市が指定管理としている全ての施設について、所管する委員会ごとに調査し、調査終了後、各委員会で意見の取りまとめを行ったところである。

については、各委員会でまとめた意見を集約し、整理したので、次のとおり提言する。

なお、この提言内容については、指定管理業務を担う各指定管理者に対しても説明するなどして周知を図ることをあわせて要望する。

《全体に対する意見》

| 番号 | 意見 |
|----|---|
| 1 | <p>直営と指定管理で運営した場合のコスト比較をする際、直営でのコストの算出を実態に即したものとすべきである。</p> <p>特に、直営とした場合の人件費において、職員1人当たりの人件費の平均額に、単に職員数を乗じて算出しているため、実態より高くなっている施設もある。直営とした場合に、実際に配置することとなるであろう職員の役職等に基づく人件費により算出すべきである。</p> <p>また、一般財源がどのくらい削減されたかという視点も必要である。</p> |
| 2 | <p>指定管理を行っている施設の中には、収益性の高い施設もあれば、低い施設もある。したがって、指定管理料などを積算するに当たっては、ただ単に直営経費との比較の中で決めるのではなく、施設の性格等に配慮した算定も必要ではないか。</p> <p>施設の性格に照らし、施設ごとに理想とする基準を研究すべきである。</p> |
| 3 | <p>コスト削減を追求する余り、人件費が過度に抑制されないように、市としても提供するサービスに見合った人員の適正配置を促し、場合によっては指導すること。</p> |
| 4 | <p>指定管理者制度における議会のチェック機能を高めるため、議会が求めた場合、指定管理者から提出される事業報告書など、指定管理の状況が詳細に把握できる資料を積極的に開示すること。</p> <p>また、議会から指定管理者に対して、参考人として本会議や委員会への出席を求め、意見を聞くことがある旨を協定書に明示することを今後検討すべきである。</p> |
| 5 | <p>施設の管理・運営面においてはもちろんのこと、自然災害や事件・事故など、あらゆる有事に対応するため、日ごろから市と指定管理者が連携し、危機管理体制を構築しておくべきである。</p> |
| 6 | <p>指定管理を行った後も、万一の緊急事態に備えて、市としていつでも直営に切りかえることができるよう、施設の管理・運営のノウハウの収集、蓄積、継承に日ごろから取り組んでおくこと。</p> |

| 番号 | 意見 |
|----|--|
| 7 | <p>指定管理を行うこと自体が目的化され、直営との比較などが十分なされないまま指定管理が継続されていないか。指定管理とすることが市民サービスの向上につながっているのか、改めて原点に立ち返り評価・検証すべきであるとともに、今後も長期的視点に立って、施設そのものの存続についても適宜検討すべきではないか。</p> |
| 8 | <p>指定管理者の選定は原則公募である。このことを念頭にできる限り公募による選定を行うとともに、非公募であっても、指定管理者の固定化により提供するサービスの質の低下や管理コストの増大等につながらないように、市としても十分留意すること。</p> |
| 9 | <p>指定管理者として選定した団体の中に、市の関係者が役員となっている団体がある場合は、役員体制が適正であるかどうか、いま一度検討すべきである。</p> |
| 10 | <p>質の高いサービスを維持していくためには、計画的な施設の修繕・改修は欠かせない。このことを念頭にモニタリング等の実施により利用者の声を的確に把握し、施設の適正な管理・運営や設備投資につなげていくべきである。</p> |
| 11 | <p>指定管理者制度を適正かつ円滑に運用するため、運用全般にわたる課題やさまざまな施設に共通する取り扱いを整理した上で、運用に係る統一的指針を策定すべきである。</p> <p>既に運用に係る指針があるのであれば公表し、市政の透明性向上に努めるとともに、全庁的に周知徹底を図り、これに基づき運用すべきである。さらに、実情を踏まえ、定期的に見直しを行われたい。</p> |
| 12 | <p>公の施設の設置者は市であり、指定管理者への指導や評価は市の責務である。指定管理者の指定や決算の議案審査に当たっては、指定管理料の執行状況を初めとする管理運営の実態を把握し、指定管理料の算定根拠を含め、詳細な説明ができるよう準備すべきである。</p> |
| 13 | <p>指定管理者制度を導入している施設について、施設利用の対価として使用料を徴している施設と、利用料金を徴している施設があるが、指定管理者の自主的な経営努力を促す観点から、どちらが適した施設であるか、いま一度検討すべきである。</p> |

| 番号 | 意見 |
|-----|---|
| 1 4 | <p>指定管理者の選定に当たっては、その施設の性格や地域性などを考えた場合、公募が適当でない場合もあるが、指定管理のメリットを施設の管理・運営に生かそうとした場合はやはり公募が原則である。今後はできる限り公募によって指定管理者を選定するよう努めるべきである。</p> |
| 1 5 | <p>指定管理料の収支においては、計画額と実績額の差が大きい指定管理者も見受けられたため、適切な収支計画を作成の上、指定管理料を定められたい。</p> |
| 1 6 | <p>指定管理者制度は、コストの削減がどうなったのかが議論されがちだが、それ以上にサービスの提供が大変重要であることから、指定管理者評価表を有効に活用するなどして、それを見きわめられたい。</p> |
| 1 7 | <p>指定管理者制度の導入のメリットは、公の施設の運営・管理に民間のノウハウを生かすことで提供するサービスの向上と管理・運営コストの縮減を図ることであることから、民間のノウハウの導入により、直営の場合と比較して、どのような効果がもたらされたか検証すべきである。</p> |
| 1 8 | <p>今日、指定管理者制度の導入当時と社会経済情勢は大きく変化している。したがって、これまでどおりの前例踏襲ではなく、提供しているサービスの実態やコストの詳細をしっかりと把握し、十分精査した上で、今後も指定管理者によって管理・運営を行っていくかどうか検討・判断すべきである。</p> |

《個別施設に対する意見》

| 番号 | 施設名 | 意見 |
|----|--------------------|---|
| 1 | 美術博物館 | 美術博物館は周南市の文化の振興を担う拠点施設である。その美術博物館が今後もきちんと機能するよう、市と指定管理者の連携のもと共通理解として、美術博物館の運営・管理を担う学芸員を初め、専門職員の計画的な人材確保に取り組むこと。 |
| 2 | 長野山緑地等 使用施設 | 指定管理者制度の導入によって、単にコスト削減だけにとどまらず、地域の雇用の場や生きがいの創出につながっている。引き続き、指定管理者制度を導入している目的や理由を再認識し、運営すること。 |
| 3 | せせらぎ・ 豊鹿里パーク | コスト面では人件費の縮減、サービス面では物販の実施など、指定管理者制度導入による効果が出ている。引き続き、指定管理者制度を導入している目的や理由を再認識し、運営すること。 |
| 4 | 体育施設全体 | 施設を管理・運営し、サービスを提供していく上で、目標指標を定めることは基本であり大変重要である。指定管理者はこの目標をクリアすることを一つの指標としてみずからのノウハウを駆使しながら管理・運営に当たることになる。 また、この目標が設定されていなければ事後評価もモニタリングも意味をなさないことになるので、早急に指定管理者と協議の上、目標を定めるべきである。 |
| 5 | 周南緑地公園内の スポーツ施設 | 周南緑地公園内のスポーツ施設の整備・改修等は、指定管理業務に影響を及ぼすと考えられるが、具体的な内容が明らかにされていない。効率的・効果的な指定管理業務が行えるよう、陸上競技場を初め、各種スポーツ施設の改修計画を早急に明らかにすべきである。 |

| 番号 | 施設名 | 意見 |
|----|---|--|
| 6 | 文化・スポーツ施設全体 | <p>今後、周南市としてさらに文化やスポーツの振興を図っていくためには、文化・スポーツ施設が所期の目的に沿って効果的・効率的に運用されていることが大切である。このことを念頭に、費用対効果を含め、常に検証していくべきである。</p> |
| 7 | きずな苑、 須金老人デイサービスセンター、 大津島老人デイサービスセンター | <p>指定管理業務に係る支出において、その他の支出が計上されていた。これについて、担当課からは主に拠点区分間繰入金支出との説明がなされたが、この拠点区分間繰入金支出は本来の指定管理業務とは関係ないのではないか。きちんと整理、検討すべきである。</p> <p>※拠点区分間繰入金とは、運営する施設全体の施設間の資金のやりとり。</p> |
| 8 | 徳山駅前図書館 | <p>指定管理者にとって指定管理者制度は、基本的に設備投資が不必要な業務で、このため市場規模はかなり大きいと言われている。</p> <p>したがって、指定管理が利益優先となり、市民へのサービス提供がおろそかになっていないかどうかの評価・検証が常に必要である。</p> <p>また、指定管理者に雇用され指定管理業務に従事する従業員等の労働環境がどうなのか、離職率はどうなっているのかということも施設の設置者としてチェックする必要がある。</p> <p>さらに、指定管理者において図書館業務サービスのノウハウが蓄積され、生かされているか、市においてもきちんとチェックすべきである。</p> |
| 9 | 周南市営 路外駐車場 (徳山駅前、熊毛 インター前) | <p>案内表示など、施設内環境に改善が見られ、指定管理者制度導入の目的である市民サービスの向上が図られている。今後もモニタリング等を通じて、さらなるサービスの向上に努められたい。</p> |

| 番号 | 施設名 | 意見 |
|-----|---------------|--|
| 1 0 | 道の駅 ソレーネ周南 | 経営が順調とのことであるので、この状況がこのまま継続されるのであれば、施設の維持管理における指定管理者の負担の引き上げや、利益の一部を市に納付金として納めるなど、利益を市民に還元する方法も将来的には検討すべきである。 |
| 1 1 | 市営住宅 | 市営住宅全体を7つの支部に分割し、担当してもらうことで、草刈りなども含め施設管理における機動力が高まっていると考える。加えて、家賃等の収納率に応じてインセンティブとペナルティーが設けられ、このことが徴収率の向上につながっていると同時に、徴収時の対応も市の直営時よりも迅速となるなど、指定管理とすることによって一定の成果が上がっており、評価できる。しかしながら一方、指定管理者に対する利用者満足度調査では、指定管理者の従業員の対応に対する不満が4割を占めており、改善に努めるべきである。 |

以上、決議する。

令和元年6月24日

山口県 周南市議会